

〇一関市スポーツ大会開催補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第155号

(目的)

第1 スポーツの振興及び交流による地域の活性化を図るため、市内において開催される東北大会規模以上のスポーツ大会（以下「大会」という。）を主催する団体又は組織に対して、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東北大会 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域をいう。）の全域からの参加が見込まれる規模の大会をいう。
- (2) 参加者 大会規則に定められた選手、監督等の参加者をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象者は、東北大会の規模以上の規模で開催される大会を主催する団体又は組織であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会に加盟する競技団体
- (2) スポーツ振興を主たる目的として全国的に組織された競技団体若しくはその構成団体又は下部団体
- (3) その他スポーツの振興を目的とするために組織された団体

(補助対象事業)

第4 補助金の対象となる大会は、スポーツの振興を目的とするものであって、かつ、次の各号のいずれも満たす大会とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内で開催されるものであること。
- (2) 参加者の参集範囲が東北大会規模以上のものであること。
- (3) 参加者数が100人以上のものであること。
- (4) アマチュアの大会であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会であるときは、補助金を交付しない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
 - (2) 小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟又は一般社団法人全国高等専門学校連合会が主催するもの
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
 - (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
 - (6) 国、県若しくは市からの補助金又は市から負担金の交付を受けているもの
 - (7) 一般社団法人一関市スポーツ協会からの補助金の交付を受けているもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
- (補助対象経費)

第5 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会の開催に要する経費（大会開催に必要と認められるものに限る。）のうち、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料とする。

(補助額及び限度額)

第6 補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とし、60万円を限度とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1以内の額
- (2) 大会の開催期間が2日以内の場合にあっては参加者数に2,000円を乗じて得た額、3日以上の場合にあっては参加者数に2,000円を乗じて得た額に3日目以後1日につき参加者数に500円を乗じて得た額を加えた額

2 前項の補助金の額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の内容の変更)

第7 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 補助金の額の変更

(申請の取下期日)

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期限)

第9 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表のとおりとする。

(前金払の請求)

第10 補助金の前金払を請求しようとするときは、スポーツ大会開催補助金前金払請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和4年4月1日から施行する。

改正文(令和7年5月30日告示第222号抄)

令和7年6月1日から施行する。

別表（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	スポーツ大会開催補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 参加者名簿 4 大会の開催要項 5 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	スポーツ大会開催補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 参加者名簿 4 その他市長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	スポーツ大会開催補助金交付請求（精算）書 1 事業報告書 2 収支精算書 3 参加者名簿 4 領収書の写し 5 大会が開催されたことを明らかにする書類 6 その他市長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	別に定める。